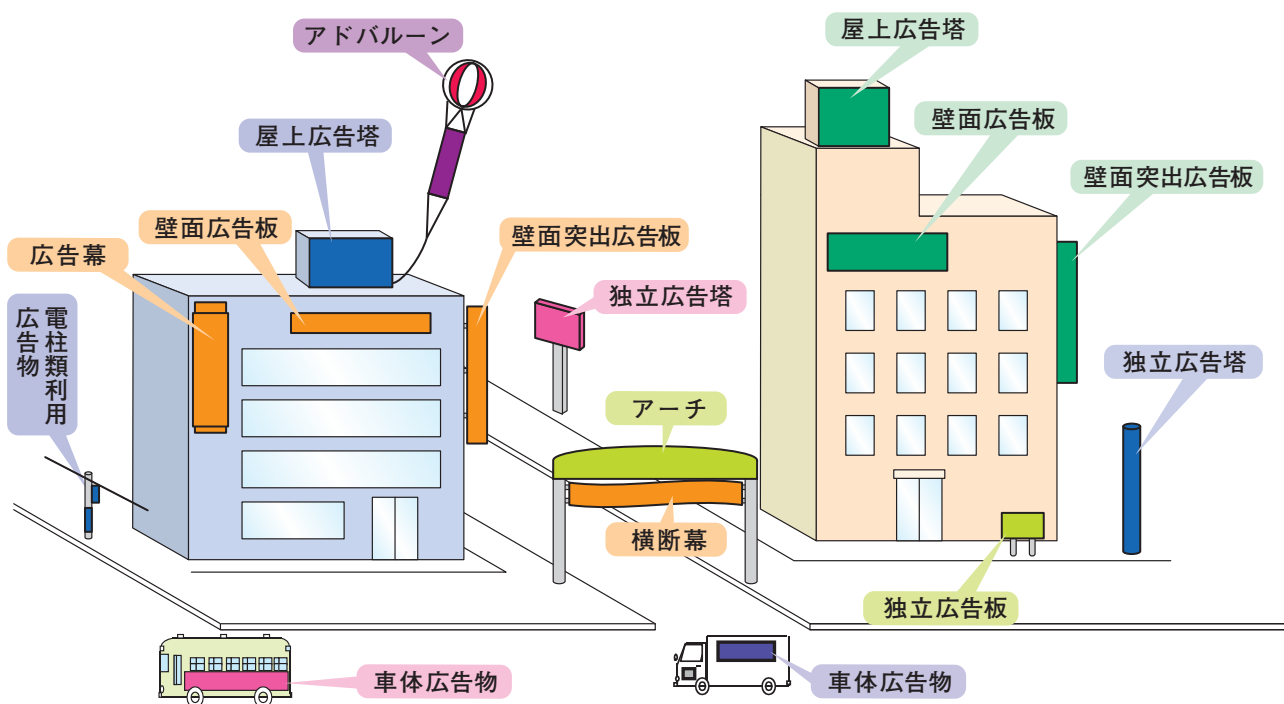


許可地域における許可基準

許可基準は、屋外広告物の種類に関係なく適用される「共通基準」と種類ごとに定められた「個別基準」があり、ともに適合する必要があります。

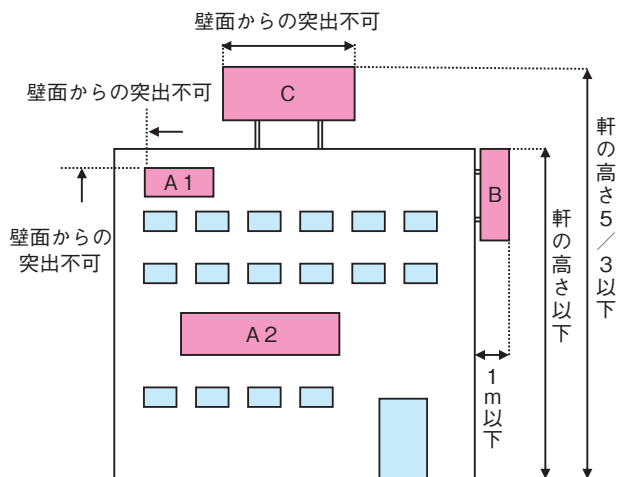


共通基準

- 1 地色に黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。）を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、又は風致を害するものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。
- 2 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は、交通の安全を妨げるものでないこと。

個別基準

1 建築物等に表示し、又は設置する広告物等



- 壁面利用広告物（A1、A2）
 - ・1壁面につき、壁面面積の1/5以下
 - ・壁面から突き出し不可
 - ・窓その他の開口部をふさがないこと（広告幕を除く）
- 突き出し広告物（B）
 - ・突出幅は1m以下
 - ・広告物の上端は軒高以下
- 屋上広告物（C）
 - ・壁面最大投影面積の1/5以下
 - ・広告物の上端の高さは軒高の5/3以下（軒高の5/3<10mの場合、10m以下）
 - ・壁面から突き出し不可